

循環型社会形成推進地域計画

平成23年1月

平成26年1月(変更)

平成27年12月(変更)

平成28年12月(変更)

下 関 市

豊浦・大津環境浄化組合

下関市 循環型社会形成推進地域計画

下 関 市
豊浦・大津環境浄化組合
平成28年12月28日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名： 下関市
面 積： 716.14km²
人 口： 286,395人(平成22年3月31日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市では、近年の地球温暖化問題に対する対処を強く求められる現状を踏まえ、平成19年3月策定の環境基本計画において『自然環境』、『生活環境』、『快適環境』及び『地球環境』の4分野を計画の対象範囲として定め、廃棄物関連事項における主要な施策として「環境負荷の少ない循環型社会の構築」を基本目標として掲げ、○公害のない生活環境の確保、○ごみ減量とリサイクル対策の推進、○資源・エネルギーの効率的利用の促進、○バイオマス資源を軸とした循環型社会づくりを施策の方向性として定めている。

また、平成25年度3月に策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画では、「『みんなで取り組む』資源循環都市しものせき」を基本理念とし、「ごみの発生抑制と資源の循環に向けた取組の推進」、「循環型社会に対応した適正なごみ処理の推進」の2つの基本方針の下、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たしながら、各主体間のパートナーシップ(協働・連携)により、目標とする循環型社会の形成を目指しているところである。

老朽化したごみの中間処理施設については、循環型社会に対応した効率的な処理施設の整備を実施することとしている。

新処理施設を計画するにあたっては、従来のごみ処理に重きを置いた副次的な発電ではなく、地球温暖化防止にも配慮し、ごみの持つエネルギーを可能な限り取り出す事が可能となる施設の整備に取り組むこととする。

一方、事業所における水質汚濁負荷の削減と、一般家庭からの生活排水による水質汚濁対策については、公共下水道の整備をはじめとする様々な施策を実施することで一定の成果をあげてきたが、生活排水処理率が100%に至っていないことから、更なる生活排水処理率の向上を目指し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進するため、下水道計画区域外等の地域については合併処理浄化槽の設置、並びに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促

進する。

なお、本市では、中小企業基本法第2条第1号もしくは第2号に規定する中小企業者が市内において排出した産業廃棄物についても処理可能品目として受け入れており、一般廃棄物はもとより、本市域内で排出される廃棄物を、より多く、適正かつ安全にリサイクル処理できる体制整備を目指している。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

1) 一般廃棄物の処理

平成21年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、111,784tであり、再生利用される「総資源化量」は20,364t、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は18.2%である。中間処理による減量化は78,070tであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね73.4%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約13%に当たる13,350tが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は89,638tで、焼却により生じた熱量の余熱利用として、蒸気の一部を高温水として「ヘルシーランド下関」へ供給し、温水プールや浴場に利用している。

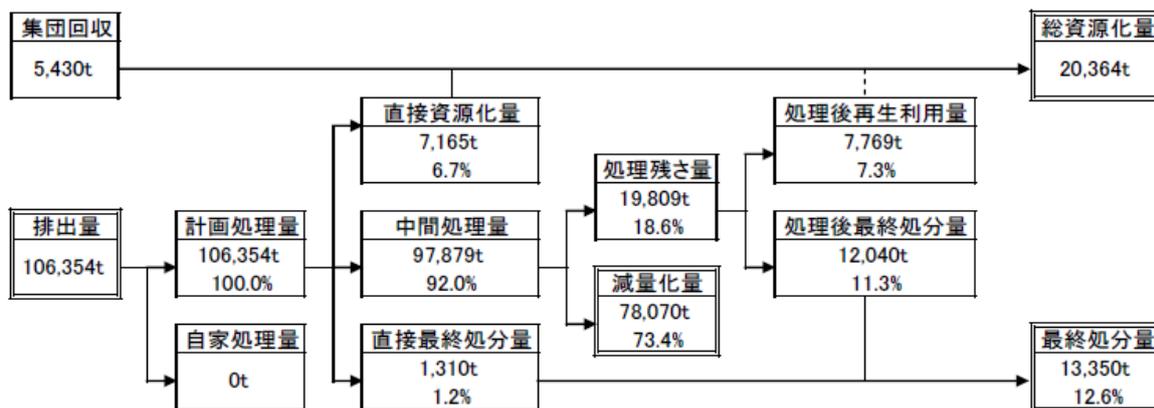


図1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成21年度)

2) 産業廃棄物の処理

本市では、一般廃棄物と併せて、産業廃棄物の処理を行っている。平成21年度の産業廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

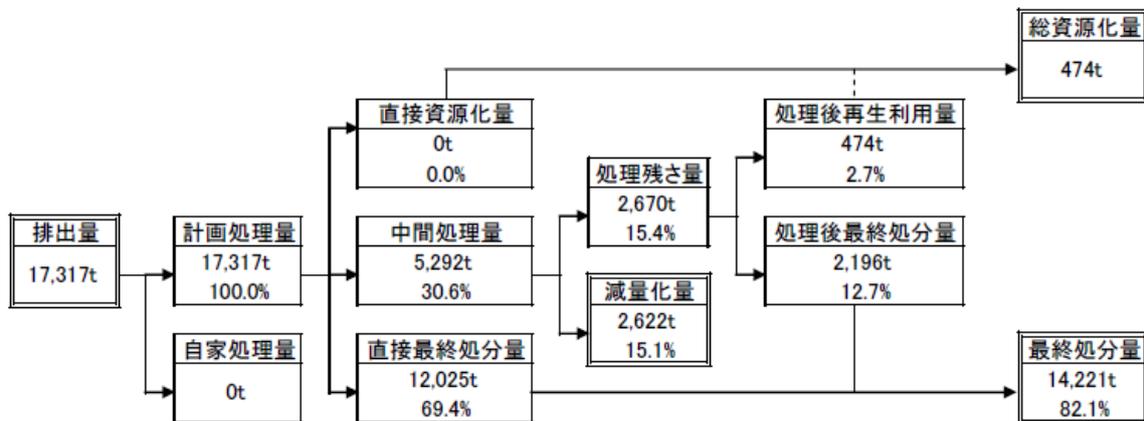


図2 産業廃棄物の処理状況フロー(平成21年度)

(2)生活排水の処理の現状

平成21年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の発生量は図3のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で286,395人であり、汚水衛生処理人口は、214,284人、汚水衛生処理率は75%である。

し尿発生量は16,563kl/年、浄化槽汚泥発生量は67,733kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は84,296kl/年である。

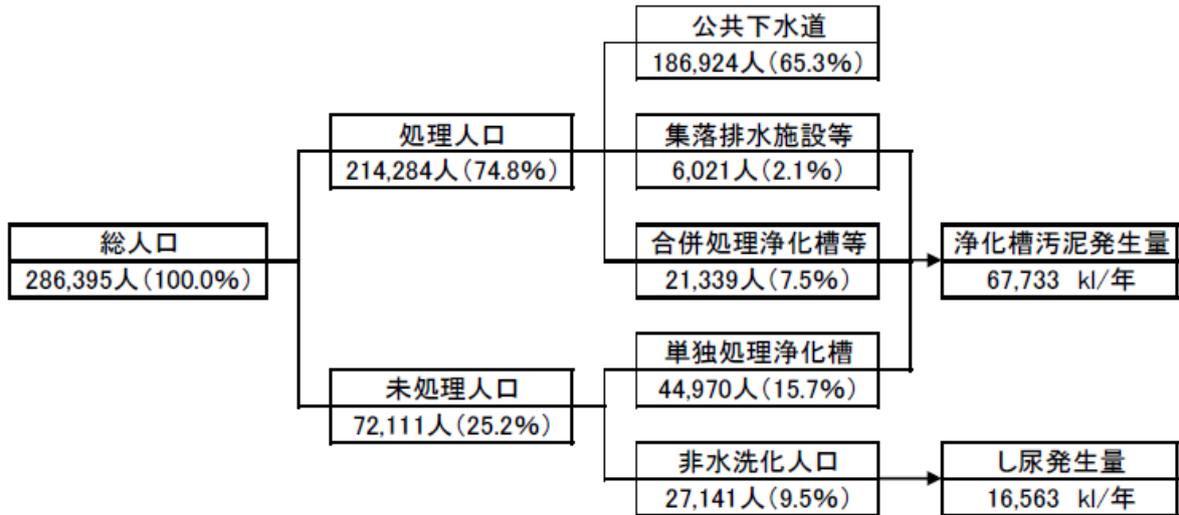


図3 生活排水の処理状況フロー(平成21年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、国の基本方針『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』を参考に平成30年度における1人あたりの排出量を平成21年度に対して約8%削減することを目標としている。本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) 【平成21年度】	目標(割合 ^{※1}) 【平成30年度】
排出量	事業系 総排出量	43,259 トン	35,602 トン (-17.7%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	3.06 トン/事業所	2.52 トン/事業所 (-17.6%)
	家庭系 総排出量	63,095 トン	52,338 トン (-17.0%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	173 kg/人	142 kg/人 (-17.9%)
合 計 事業系家庭系排出量合計		106,354 トン	87,940 トン (-17.3%)
再生利用量	直接資源化量	7,165 トン (6.7%)	6,899 トン (7.8%)
	総資源化量	20,364 トン (19.1%)	27,609 トン (31.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	15,270Mwh	14,310Mwh
減量化量	中間処理による減量化量	78,070 トン (73.4%)	63,731 トン (72.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	13,350 トン (12.6%)	2,279 トン (2.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)=[(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ収集量)]/(人口)

《指標の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみ問わず、出されたごみの量(集団回収量を除く) [単位:トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位:トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量の和 [単位:MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位:トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位:トン]

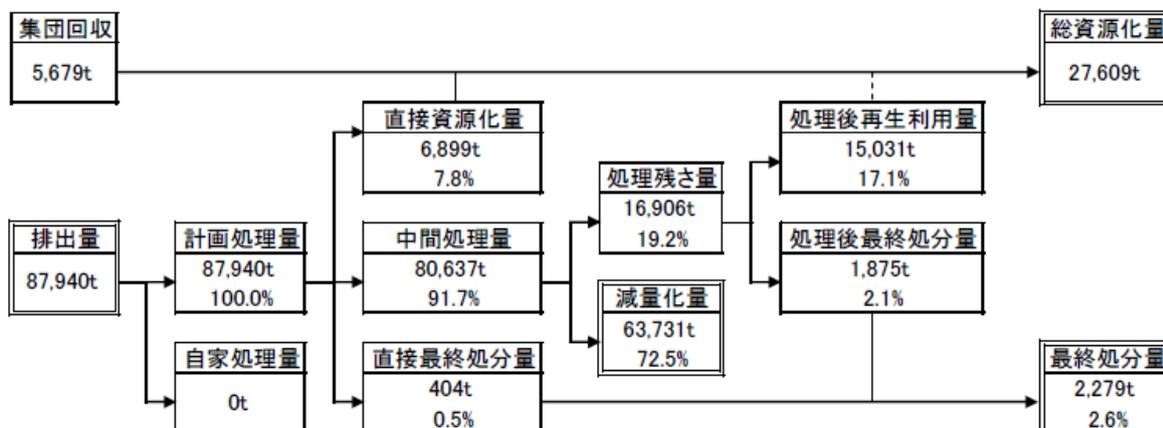


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成30年度)

(4)生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状及び目標

		平成21年度実績	平成30年度目標
処理 形態 別 人口	公共下水道	186,924 人 (65.3%)	206,668 人 (77.1%)
	農業集落排水施設等	6,021 人 (2.1%)	7,944 人 (3.0%)
	合併処理浄化槽	21,339 人 (7.5%)	22,004 人 (8.2%)
	単独処理浄化槽	44,970 人 (15.7%)	17,484 人 (6.5%)
	未処理人口	27,141 人 (9.5%)	14,034 人 (5.2%)
合計		286,395 人	268,134 人
し尿 ・ 汚泥 の量	汲み取りし尿量	16,563 キロリットル	8,757 キロリットル
	浄化槽汚泥量	67,733 キロリットル	49,071 キロリットル
	合計	84,296 キロリットル	57,828 キロリットル

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

3. 施策の内容

(1)ごみの発生抑制、再使用の推進、並びに生活排水の適正処理の推進

ア. 生ごみ堆肥化容器の普及促進（事業番号 11）

生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を「生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱」に基づき助成し、生ごみの減量と堆肥化によるリサイクルを促進する。

イ. 集団回収事業の推進（事業番号 12）

「再資源化推進事業奨励金交付要綱」に基づき、自治会等の地域団体による集団回収事業を支援し、回収団体の育成及び市民の資源の再利用への意識啓発を促進する。

ウ. 情報の共有と普及・啓発（事業番号 13）

ごみ減量・リサイクル推進として「環境ウェブサイト、環境ウェブマガジンなどインターネットを利用した情報発信」、「集団回収や店頭回収などのリサイクル情報の提供」、「広報などのさまざまな媒体を利用した広報・啓発」、「リサイクルプラザなど環境について学習や実践活動ができる場の提供」等の情報の共有と普及・啓発を実施する。

エ. レジ袋削減等 3R 推進事業の推進（事業番号 14）

事業者団体、市民団体及び行政が3R推進のため「レジ袋の無料配布中止と容器包装廃棄物の排出抑制に係る普及・啓発」、「3R運動に係る普及・啓発」、「ごみダイエット・リサイクル推進店のPRと制度の充実」等の3R推進のための各種事業を展開しており、今後も3R推進の活動を実施する。

オ. 経済的手法等の検討・実施（事業番号 15）

「ごみになるものを買わない、使わないエコライフの実践」や「ごみになるものを作らない、売らないエコ事業活動の実践」等の排出抑制のための費用負担のあり方や、市民、事業者の積極的な取り組みに対する優遇施策を実施する。

また、現在、家庭系の一般廃棄物について行っている、市指定袋による処理手数料の徴収などのごみの有料化を継続していく。

カ. 家庭ごみの分別の徹底と拡充（事業番号 16）

「家庭ごみの分別を徹底するとともに、クリーンアップ推進員の指導等に協力する(市民)」、「分別しやすい商品の製造・販売に努める(事業者)」、「分別区分、収集方法などの周知徹底に努め、クリーンアップ推進員の協力により分別の徹底を行う(行政)」等により家庭ごみの分別の徹底と拡充を図っていく。

キ. 環境教育の実施（事業番号 17）

ごみの排出状況やリサイクルの現状を市民に理解してもらうためには、継続的な普及活動が必要である。今後の社会を担う小中学生を主な対象者として、まず「知る」ことから始めて、「自ら調べる」さらに「実践」まで繋がる環境教育を実施する。具体的には年齢等に応じた学習機会を提供するなど内容の充実に努め、教育機関との連携による環境教育の実施と学習教材の開発等を行う。

ク. 事業系一般廃棄物の減量と資源化の推進（事業番号 18）

「【もったいない】の考え方を理解し、飲食店での食べ残しをなくす」、「大規模事業所については、廃棄物減量計画を策定し、ごみの減量及び資源化を図り、中小企業については、3R 関連情報を有効活用し、減量と資源化に努める」等により事業系一般廃棄物の減量と資源化の推進を図っていく。

ケ. 生活排水対策（事業番号 19）

生活排水を適正に処理し、水環境を回復・保全していくために、市民及び事業者に対し、次の普及・啓発活動に努める。

- ・浄化槽の設置に対する補助制度を市報や説明会などにより広報する。
- ・浄化槽保守点検・清掃や法的検査の受検など適正な維持管理に関する講習会等による啓発・指導を行う。
- ・市報掲載やリーフレットの配布、その他各種メディアを活用し、汚濁負荷削減のための啓発に努める。
- ・水環境の保全をテーマとした環境教育を行う。

(2) 処理体制

ア. 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後（事業番号 21）

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現在、本市では、表3のとおり、10区分に分別され排出されているが、家庭系一般廃棄物の削減を図っていくため、現在の分別内容についても更なる検討を行い、引き続き分別区分、収集方法などの周知徹底に努めることで家庭ごみの分別の徹底と拡充を図っていく。

収集形態については、今後も変更なく、直営・委託にて行う。

処理方法については、今後も焼却施設にて焼却を行うとともに、地球温暖化防止にも配慮した高効率ごみ発電施設を整備し、余熱を高効率に回収して発電し、発生する焼却灰等の再利用（セメント原料化処理）を推進する。

今後は、既存施設の老朽化による、ごみ処理の効率性の低下を考え、本市において安定したごみ処理が行えるよう、中間処理施設の整備・運営を図っていく。

また、リサイクルプラザ等における資源化について、より一層の強化を図るためにストックヤード施設を整備するとともに、容器包装リサイクル法に定める指定法人を中心とした再商

品化委託を今後も実施しリサイクル関連施設等の整備・運営を図っていく。

一方、最終処分場については現処分場での更なる分別により資源化、減容化を実施し、延命化を図るとともに、処分場の在り方について検討する。

さらに、今後も市指定袋による処理手数料の徴収を継続していくこととする。

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後（事業番号 22）

事業系一般廃棄物については、家庭ごみの分別区分に準じ処理を行っているが、今後も適正処理を行う。

また、適正処理及び排出抑制について指導を行いながら、排出量が多い多量排出事業者に対して減量化指導を図る。

さらに、最終処分場においては展開検査を実施することにより受入基準の徹底を行う。

ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後（事業番号 23）

家庭系一般廃棄物の分別区分に準じ、処理可能な品目の処理を行っているが、今後、更なる分別の徹底等、適正処理を行う。

エ. 収集・運搬体制の整備（事業番号 24）

効率的な収集運搬を実施するため、適正で円滑な収集が図れるよう市民、事業者への指導に努め、収集運搬業の許可区域については、処理方式に対応した許可を行い、円滑な収集体制を確立する。また、高齢社会に対応した収集運搬体制を検討する。

オ. リサイクル関連施設等の整備・運営（事業番号 25）

リサイクルプラザ等における資源化のより一層の強化を図るとともに、容器包装リサイクル法に定める指定法人を中心とした再商品化委託を今後も継続し、民間企業を活用した資源化（焼却主灰及び焼却飛灰のセメント原料化処理）を推進する。

カ. 最終処分場の整備・運営（事業番号 26）

最終処分場延命化に努めるため、最終処分場（吉母管理場）の計画埋立高の嵩上げ等による延命化、浸出水処理施設の大規模改修により浸出水処理能力の維持を図る。

キ. 生活排水処理の現状と今後（事業番号 27）

生活排水の処理については、引き続き公共下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地域で合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、整備手法の検討や補助制度の見直し等を行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。

ク. 今後の処理体制の要点

- 家庭系一般廃棄物の削減及び資源化率の向上を図るため、分別内容についての更なる検討、市指定ごみ袋による処理手数料徴収の継続を行い、引き続き分別区分、収集方法などの周知徹底に努めることで分別の徹底と拡充を図るとともに、資源化をより推進するためにマテリアルリサイクル推進施設を整備する。
- 既設の焼却施設の老朽化対策及び施設の集約化を図るため、高効率ごみ発電施設を整備し、焼却灰等の有効利用を促進する。
- 最終処分場については延命化を図るとともに、処分場の在り方について検討する。
- 事業系一般廃棄物については適正処理を行いながら、多量に排出する事業者に対して減量化指導を行い、さらに、最終処分場においては展開検査を実施することにより受入基準の徹底を行う。
- 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物については、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じ、今後も適正処理を行う。
- 生活排水の処理については、公共下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表3 下関市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成21年度)											
下関地区				菊川・豊田地区				豊浦・豊北地区			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃やせるごみ	焼却	下関市環境部奥山工場	41,038	燃やせるごみ	焼却	下関市環境部奥山工場	1,984	燃やせるごみ	中継		5,560
粗大ごみ等	選別・破碎・リサイクル	下関リサイクルプラザ	13,190	粗大ごみ	選別・破碎・リサイクル	下関リサイクルプラザ	88	粗大ごみ	選別・破碎・リサイクル・中継・埋立		925
					選別・埋立	吉母管理場	13				
びん・缶	リサイクル	下関リサイクルプラザ	2,707	びん・缶	リサイクル	下関リサイクルプラザ	151	びん・缶	中継 (選別)	リサイクル	336
ペットボトル			488	ペットボトル			20	ペットボトル			30
プラスチック製容器包装			2,352	プラスチック製容器包装			79	プラスチック製容器包装			中継
新聞紙雑誌類 古紙	売却	売却先	6,482	新聞紙雑誌類 古紙	売却	売却先	226	新聞紙雑誌類 古紙	リサイクル(選別)		555
不燃ごみ	選別・埋立	吉母管理場	1,636	不燃ごみ	選別・埋立	吉母管理場	77	不燃ごみ	選別・埋立		348
可燃ごみ(粗大)	焼却	下関市環境部奥山工場	26,646	可燃ごみ(粗大)	焼却	下関市環境部奥山工場	617	可燃ごみ(粗大)	焼却	下関市環境部奥山工場	585



今後(平成30年度)											
下関地区				菊川・豊田地区				豊浦・豊北地区			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃やせるごみ	焼却	下関市環境部奥山工場(+新炉)	31,803	燃やせるごみ	焼却	下関市環境部奥山工場(+新炉)	1,538	燃やせるごみ	中継		4,309
粗大ごみ等	選別・破碎・リサイクル	下関リサイクルプラザ	10,735	粗大ごみ	選別・破碎・リサイクル	下関リサイクルプラザ	72	粗大ごみ	選別・破碎・リサイクル・中継・埋立		753
					選別・埋立	吉母管理場	11				
びん・缶	リサイクル	下関リサイクルプラザ	3,647	びん・缶	リサイクル	下関リサイクルプラザ	203	びん・缶	中継 (選別)	リサイクル	453
ペットボトル			502	ペットボトル			21	ペットボトル			31
プラスチック製容器包装			2,231	プラスチック製容器包装			75	プラスチック製容器包装			中継
新聞紙雑誌類 古紙	売却(又は委託)	売却先(又は委託先)	6,239	新聞紙雑誌類 古紙	売却(又は委託)	売却先(又は委託先)	218	新聞紙雑誌類 古紙	リサイクル(選別)		534
不燃ごみ	選別・埋立	吉母管理場	1,332	不燃ごみ	選別・埋立	吉母管理場	63	不燃ごみ	選別・埋立		283
可燃ごみ(粗大)	焼却	下関市環境部奥山工場(+新炉)	21,687	可燃ごみ(粗大)	焼却	下関市環境部奥山工場(+新炉)	502	可燃ごみ(粗大)	焼却	下関市環境部奥山工場(+新炉)	476

(3)処理施設の整備

ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	下関市次期ごみ焼却施設整備事業	170t/日	下関市大字井田字桑木378	平成25年度 ～ 平成27年度
2	マテリアルリサイクル推進施設	下関市ストックヤード施設整備事業	約400m ² 約10t/h	下関市大字井田字桑木378	平成28年度 ～ 平成29年度

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号2 資源の有効利用の促進

イ. 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済み 基数(基) (平成21年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	166	781	2,812	平成23年度～ 平成29年度
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	—
その他地方単独事業	0	0	0	—
合計	166	781	2,812	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	下関市次期ごみ焼却施設整備事業に係る計画支援事業	高効率ごみ発電施設実施設計及び生活環境影響調査	平成23年度 ～ 平成24年度
32	下関市ストックヤード施設整備事業に係る計画支援事業	ストックヤード・破碎施設実施設計及び旧ごみ焼却施設の解体撤去に係る調査	平成24年度 ～ 平成28年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 災害等廃棄物に対する対策の推進（事業番号 41）

災害ごみ等について、県及び近隣自治体との連携を図り適正に処理を行う。

一方、漂着ごみについては、補助金制度の拡充を国や県に働きかけ、その制度等を利用し適正処理及び漂着ごみの原因となるポイ捨て等防止の啓発に努める。

イ. 不法投棄等の防止対策の推進（事業番号 42）

不法投棄多発地域の監視を強化するとともに、警察などとの連携により取り締まり体制の充実を図り、不法投棄された物については適正な処理を行い、「不法投棄の防止」や「ポイ捨て等の防止」に関する啓発活動を実施する。

また、放置自動車の適正で迅速な処分を図る。

ウ. 適正処理推進のための許可制度の運用（事業番号 43）

一般廃棄物の排出量等や循環型社会により適合する許可制度の運用を図るとともに、不適正処理等に対する指導体制を強化し、資源ごみ多量混入時の再分別指導の徹底を図るとともに、搬入物検査を実施する。

また、優良許可業者に対する表彰制度等の検討を行う。

エ. 取り組みの検証（事業番号 44）

環境マネジメントシステムを運用し展開する施策の進捗管理を行う。

3. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、山口県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会推進地域計画の添付書類

(添付資料)

- 1.対象地域図(地域内の施設の現況と予定位置図)
- 2.目標の設定に関するグラフ等
- 3.分別区分説明資料
- 4.現有施設の概要

○様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

(添付資料)

- 1.指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(計画開始前5～10年度程度から計画終了年度まで各年度)

○様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

(地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)

○様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

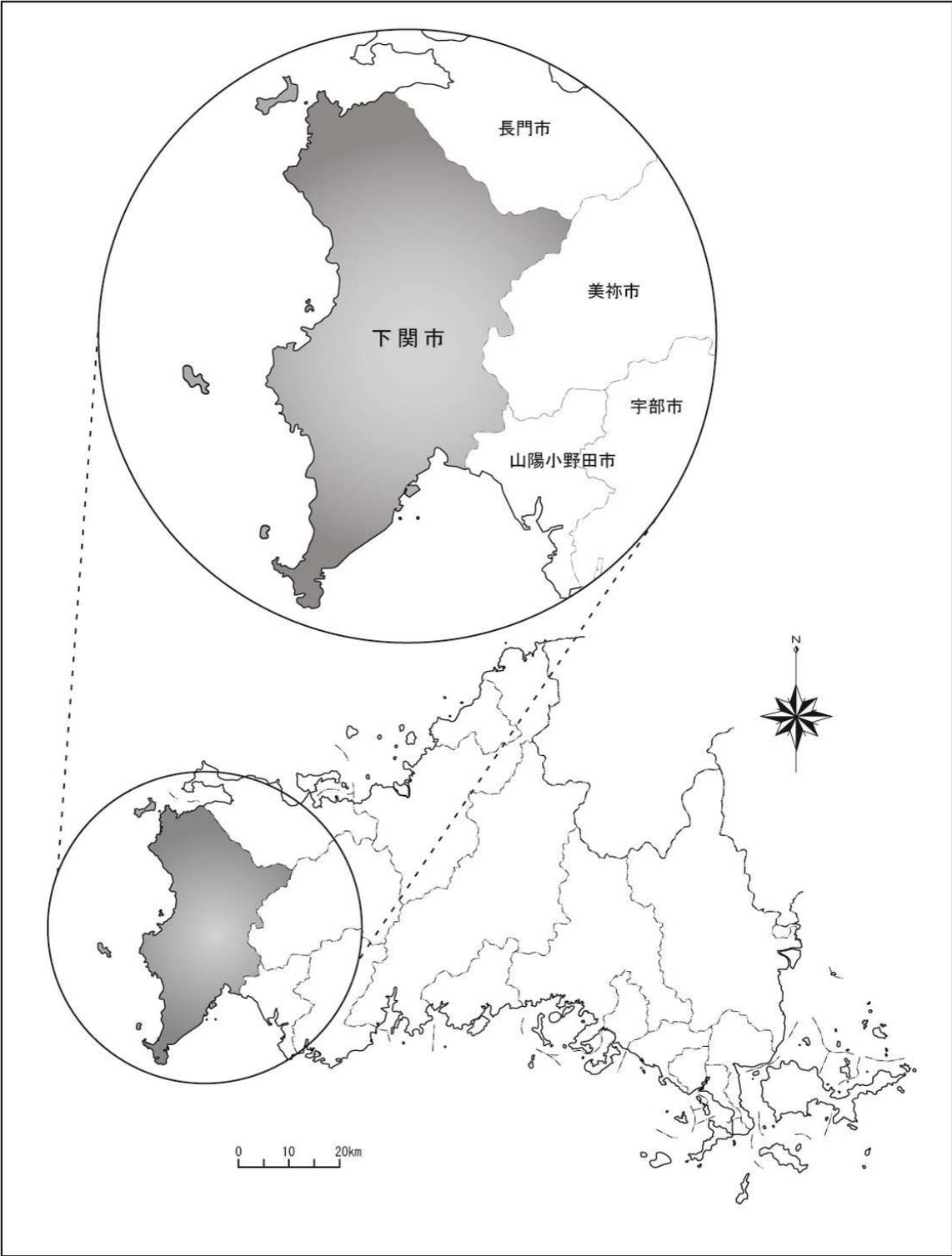
○参考資料様式1 施設概要(リサイクル施設系)

○参考資料様式2 施設概要(高効率ごみ発電施設)

○参考資料様式5 施設概要(浄化槽系)

○参考資料様式6 計画支援概要

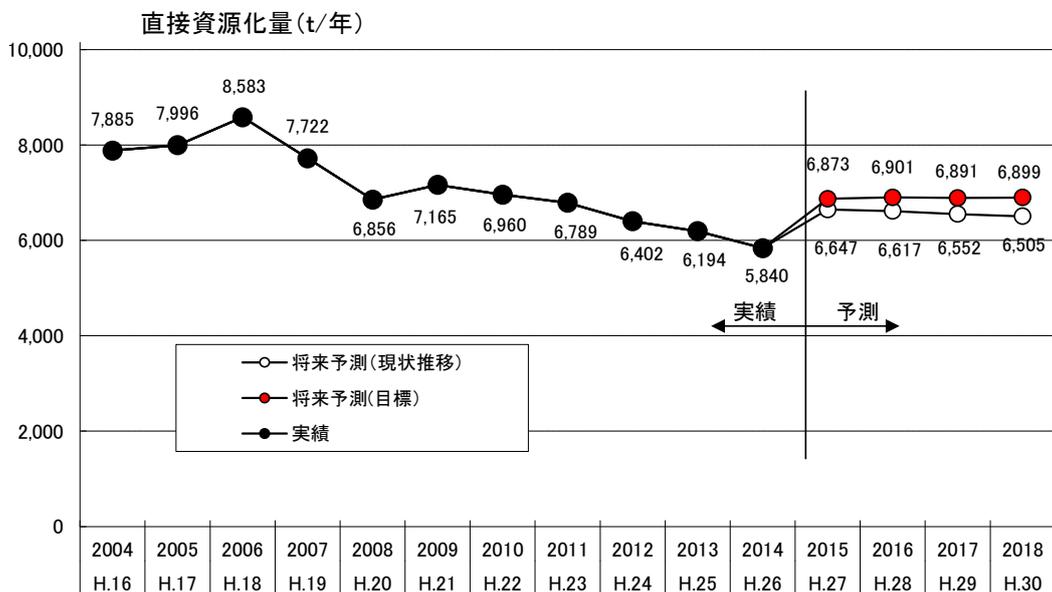
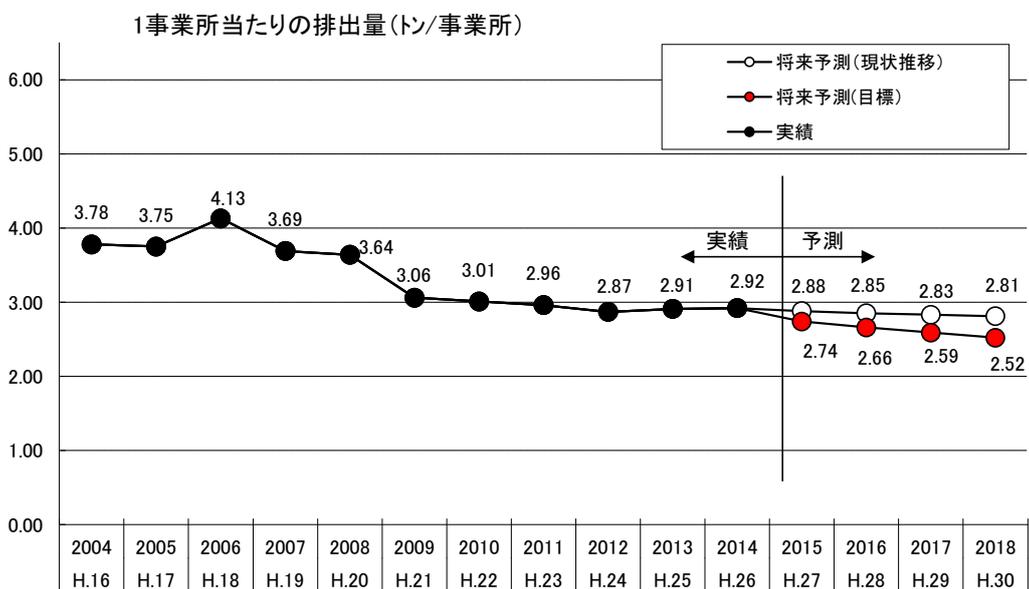
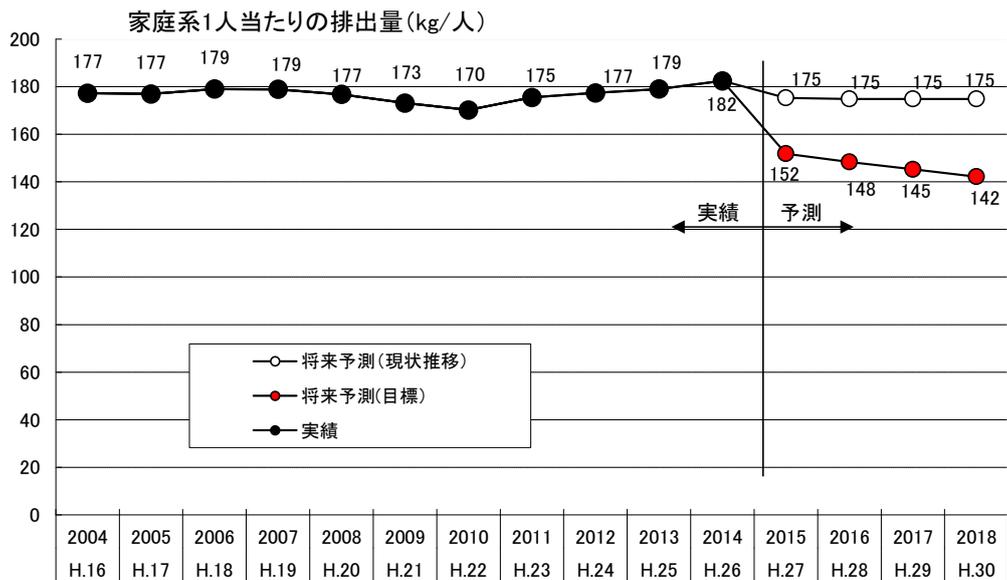
添付資料1 対象地域図



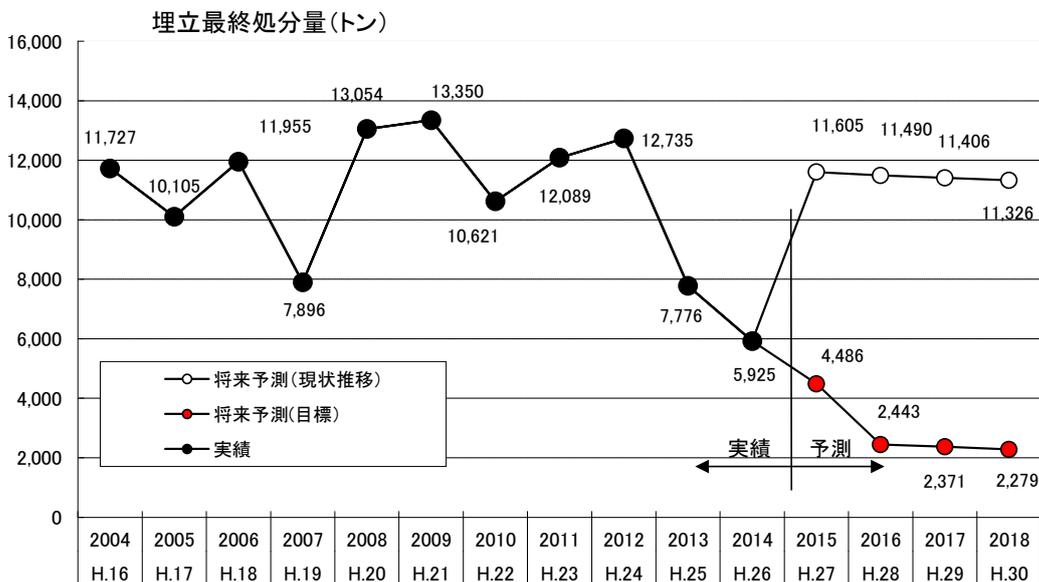
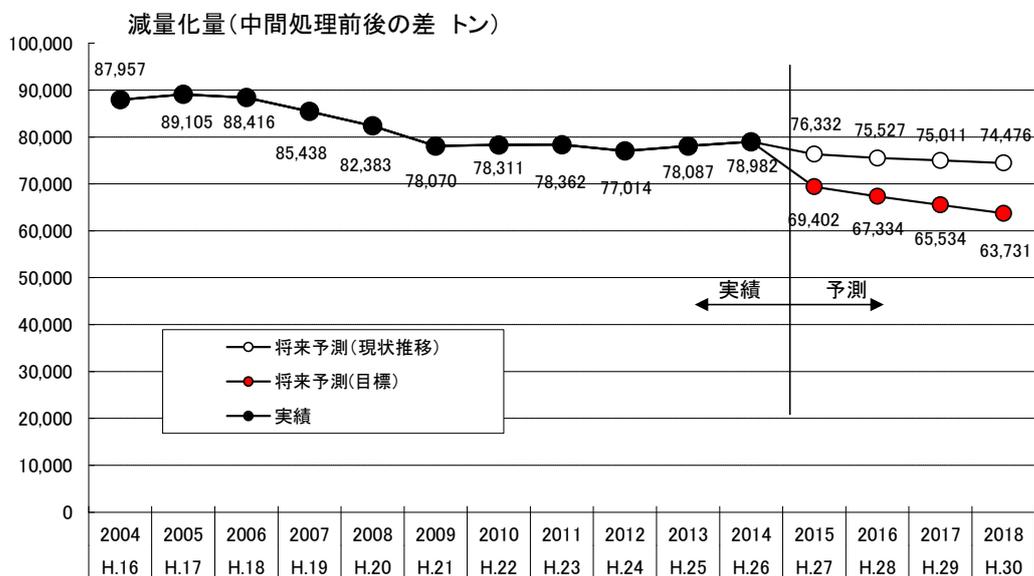
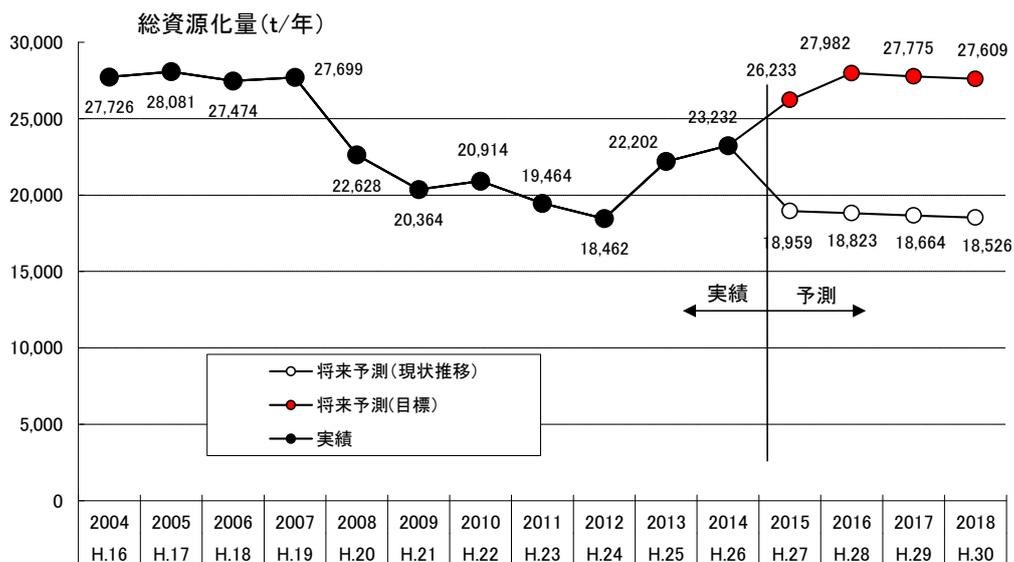
地域内の施設の現況と予定位置図



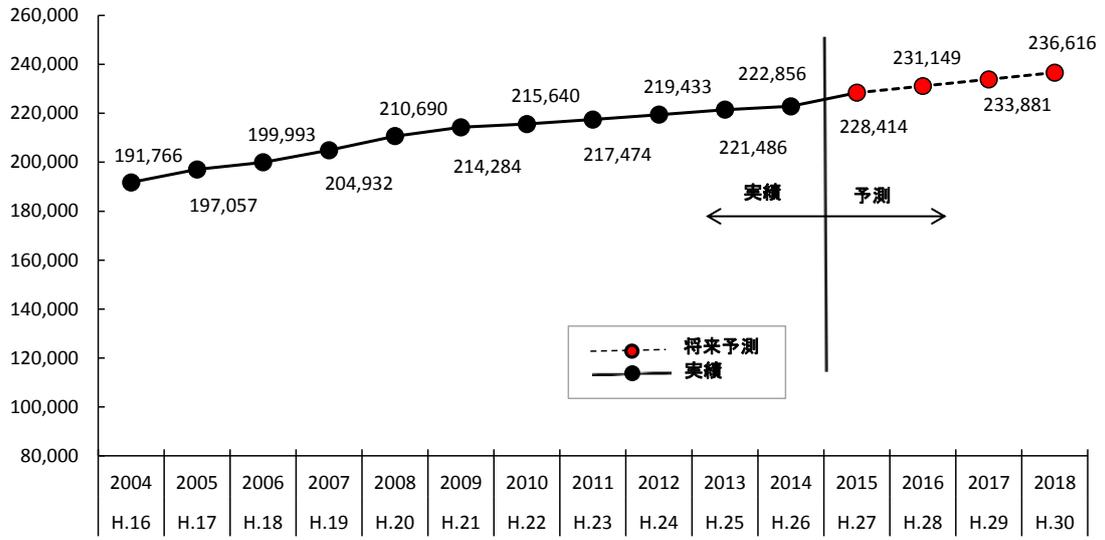
添付資料2 目標の設定に関するグラフ等(1/2)



添付資料2 目標の設定に関するグラフ等(2/2)



生活排水処理人口(人)



添付資料3 分別区分説明資料

本市の計画収集区域は、市全域を対象としている。収集方法については、一般家庭系ごみは10分別区分にて旧下関は直営・委託、菊川・豊田・豊浦・豊北地区は委託でステーション・戸別収集を行っている。また、会社や商店などの事業活動に伴い排出される一般廃棄物(事業系一般廃棄物)については、市の許可を得た許可業者(38社)による収集もしくは自己搬入としている。個人の自己搬入(持ち込みごみ)についても有料で受け入れている。

また、引越・大掃除等の一時的多量に排出される臨時廃棄物については直接搬入、許可業者による収集を行っている。

なお、小型家電のうち特定対象品目(16品目)の全部又は一部を、下関市リサイクルプラザ 啓発棟とクリーンセンター響、吉母管理場及び奥山工場の受付でボックス回収する実証的事業を平成26年1月に開始する。

平成26年1月時点

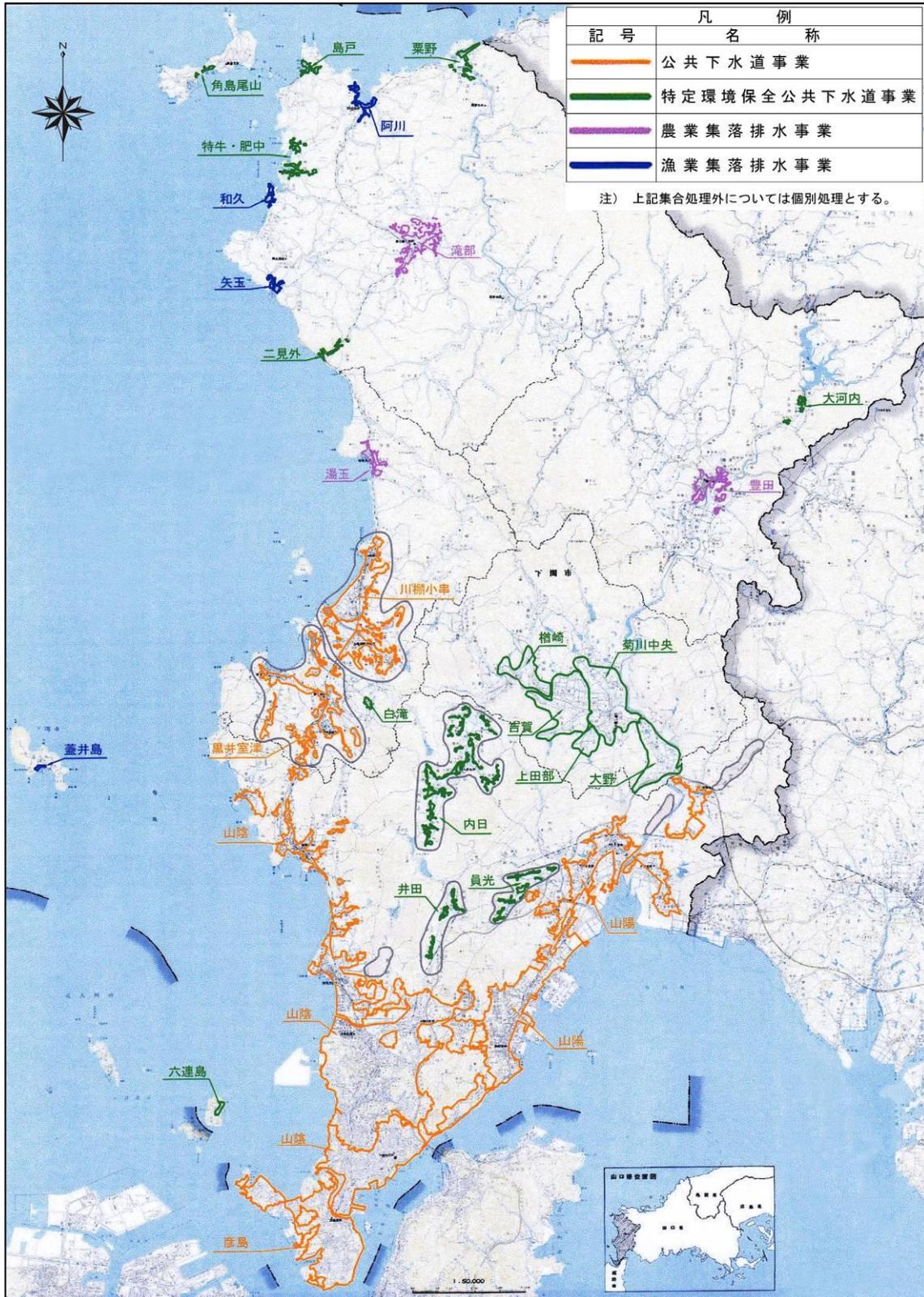
区 分	収集形態	排出方法	収集回数	摘 要	
燃やせるごみ (家庭系)	直営 委託	指定ごみ袋-赤色	週2回	生ごみ、紙くず、皮革製品、衣類、菓子箱、草木、汚れのとれないプラスチック製容器包装等	
びん・缶 (家庭系)	直営 委託	指定ごみ袋-黄色	週1回	びん、スチール缶・アルミ缶	
ペットボトル	直営 委託	指定ごみ袋-桃色	月2回	飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料などのボトル【PET マーク有のもの】	
プラスチック製 容器包装類	直営 委託	指定ごみ袋-青色	週1回	ボトル類、カップ類、トレイ類、ケース類、袋類、緩衝類、その他(ペットボトルキャップ)など【プラマーク有のもの】	
古 紙 類	新聞紙	直営 委託	袋-透明・半透明	週1回	新聞紙、折り込みチラシ
	雑誌類	直営 委託	袋-透明・半透明	週1回	雑誌、チラシ、カタログ、包装紙、書籍、ポスターなど
	ダンボール類	直営 委託	束ねる場合はひもで縛る	週1回	ダンボール
有害ごみ	直営 委託	袋-透明・半透明 申込みによる戸別収集 (処理券貼)	月2回	乾電池(ボタン電池、小型充電式電池を除く)、水銀式体温計及び血圧計、蛍光管、ライター	
燃やせないごみ	直営 委託	指定ごみ袋-透明 申込みによる戸別収集	月2回	陶磁器、ガラスくず、文具・おもちゃ、小型家電など	
粗大ごみ	直営 委託	申込みによる戸別収集 (処理券貼)	月2回	家具、家電、趣味・娯楽用品、袋に入らない枝木、子供用品など	
特定家庭用機器	なし	購入店 買換店 申込みによる戸別収集など (処理券貼+家電リサイクル券貼)	—	エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫 ※市が収集する場合、有料戸別収集	
○収集しないもの					
販売店・専門業者へ処理依頼	オートバイ、温水器、ガスボンベ、ピアノ・エレクトーン、塗料(ラッカー、シンナーなど)、灯油、農薬、農器具類、仏壇・神具類、医療系廃棄物など				
自己搬入・許可業者へ処理依頼	商店、病院、会社、飲食店等の事務所から出るごみ 引越しのときに出る多量のごみ				
製事業者等による回収	パソコン、FRP 船、消火器、ボタン電池、小型充電式電池など				

添付資料4 現有施設の概要

平成26年1月時点

焼却施設	設置主体	下関市		
	施設名称	下関市環境部奥山工場		
	所在地	下関市大字井田字桑木378		
	敷地面積	約55,200m ²		
	竣工	平成14年11月	昭和62年8月	昭和55年8月
	型式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
	処理能力	180t/24h×1基	220t/24h×1基	150t/24h×1基
	灰処理	プラズマ式灰溶融 41t/24h×1基 (平成25年2月廃止)	—	—
	備考	(奥山工場3号炉)	平成12年3月ダイオキシン対策 工事完了(奥山工場1号炉)	休止中 (奥山工場2号炉)
資源ごみ・粗大ごみ処理施設	設置主体	下関市		
	施設名称	下関市リサイクルプラザ		
	所在地	下関市古屋町一丁目18-1		
	敷地面積	約31,000m ²		
	竣工	平成15年6月		
	処理能力	113t/日(5h) 不燃・粗大処理:40.75t/日、びん・缶処理:26.01t/日、ペットボトル処理:0.84t/日、 プラスチック製容器包装処理:21.54t/日、新聞・雑誌類ストックヤード:20.71t/日、 ダンボールストックヤード:2.49t/日		
主要設備	剪断式破砕機、回転式破砕機、びん類自動色選別機、選別後の資源ごみストックヤード、リサイクル工房、リサイクル学習設備			
備考	—			
ごみ運搬中継施設	設置主体	下関市		
	施設名称	クリーンセンター響		
	所在地	下関市豊浦町大字宇賀3528-12		
	敷地面積	5,176m ²		
	竣工	平成21年3月		
	処理能力	ピット容量420m ³		
	備考	ごみ処理体制を統一するため、クリーンセンター響を中継基地化したことに伴い、既存受入施設の大規模改修等を実施当初は平成12年3月竣工のRDF化施設(28t/8h×1基)であった。		
し尿処理施設	設置主体	下関市	豊浦・大津環境浄化組合 (下関市(旧菊川・豊田・豊浦・豊北町)、長門市(旧日置・油谷町))	—
	施設の名称	彦島工場	豊浦大津衛生センター	—
	所在地	下関市彦島福浦町1丁目28-31	下関市豊北町大字神田1636	—
	敷地面積	18,311 m ²	5,550 m ²	—
	竣工	平成19年3月	平成19年1月	—
	処理能力	198 k ³ /日	132 k ³ /日	—
	処理方式	固液分離・希釈放流方式	濃縮・蒸発・乾燥・焼却処理	—
	備考			
最終処分場	設置主体	下関市		
	施設の名称	吉母管理場	クリーンセンター響	—
	所在地	下関市大字吉母字舟頭332-1 (地先)	下関市豊浦町大字宇賀3528-12	—
	埋立面積	59,100m ²	6,600m ²	—
	竣工	昭和61年4月	昭和63年6月	—
	埋立対象	不燃物、焼却残渣	不燃ごみ、粗大ごみ	—
	埋立容量	1,273,200m ³ (H=45m時)	49,500m ³	—
	水処理設備	回転円板+凝集沈殿法+ろ過+活性炭吸着	凝集沈殿	—

対象地域図(生活排水処理区域)



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成23年度)

1. 地域の概要

(1)地域名	下関市	(2)地域内人口	286,395 人	(3)地域面積	716.14 km ²
(4)構成市町村等名	下関市、豊浦・大津環境浄化組合	(5)地域の要件*	(人口)(面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村:下関市、長門市 設立されていない場合、今後の見通し:	設立(予定)年月日 :昭和38年8月1日設立			

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成30年度	
排出量	事業系	総排出量(トン)	56,135	55,673	55,007	49,172	48,416	43,259	35,602 (H21比-17.7%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	4	4	4	4	4	3	3
	家庭系	総排出量(トン)	67,833	67,570	68,031	66,389	64,250	63,095	52,338 (H21比-17.0%)
		1人当たりの排出量(kg/人)	177	177	179	179	177	173	142
	合計	事業系家庭系排出量合計(トン)	123,968	123,244	123,038	115,561	112,666	106,354	87,940 (H21比-17.3%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	7,885 (6.4%)	7,996 (6.5%)	8,583 (7.0%)	7,722 (6.7%)	6,856 (6.1%)	7,165 (6.7%)	6,899 (7.8%)	
	総資源化量(トン)	27,726 (22.4%)	28,081 (22.8%)	27,474 (22.3%)	27,699 (24.0%)	22,628 (20.1%)	20,364 (19.1%)	27,609 (31.4%)	
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	21,242	23,852	23,222	22,871	20,233	15,270	14,310	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	87,957 (71.0%)	89,105 (72.3%)	88,416 (71.9%)	85,438 (73.9%)	82,383 (73.1%)	78,070 (73.4%)	63,731 (72.5%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	11,727 (9.5%)	10,105 (8.2%)	11,955 (9.7%)	7,896 (6.8%)	13,054 (11.6%)	13,350 (12.6%)	2,279 (2.6%)	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-1)

3. 一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容						備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)		
焼却処理施設	奥山工場	下関市	全連続式	有	220トン/日	S62.9	平成27年11月	老朽化、熱回収の推進	全連続式	平成27年10月	約170t/日	—
		下関市	全連続式	有	180トン/日	H14.12	継続使用	—	—	—	—	—
		下関市	全連続式	有	150トン/日	S55.9	平成27年11月	老朽化	—	—	—	—
灰溶融施設	下関市	プラズマ式	有	41トン/日	H14.12	平成27年11月	温室効果ガスの削減	—	—	—	—	平成25年2月から廃止。
リサイクルプラザ	下関市リサイクルプラザ	下関市	資源・粗大ごみ処理施設	有	113トン/日	H15.7	継続使用	—	—	—	—	—
運搬中継施設	クリーンセンター響	下関市	中継運搬施設	有	28トン/8h	H12.4	継続使用	—	—	—	—	当初はRDF化施設として稼働していたが、H21年度からごみ運搬中継施設として転用。
				—	—	—	—	—	—	—	—	→中継基地化後のごみピット容量は420m ³
最終処分場	吉母管理場	下関市	海面埋立	有	1,273,200m ³	S61.4	継続使用	—	—	—	—	—
	クリーンセンター響	下関市	サンドイッチ埋立方式	有	49,500m ³	S63.6	継続使用	—	—	—	—	—
し尿処理施設	彦島工場	下関市	固液分離・希釈放流	有	198k ³ /日	H19.3	継続使用	—	—	—	—	—
	豊浦大津衛生センター	豊浦・大津環境浄化組合	濃縮・蒸発・乾燥・焼却処理	有	132k ³ /日	H19.1	継続使用	—	—	—	—	—

※計画地域内の施設の状況を地図上に示したものを添付した。(添付資料-2)

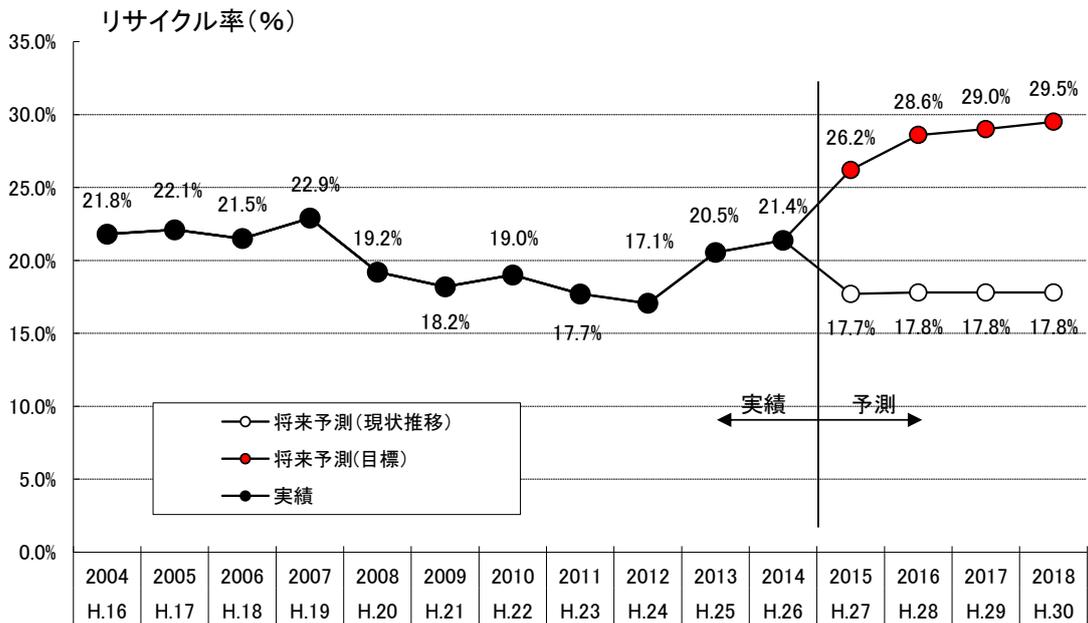
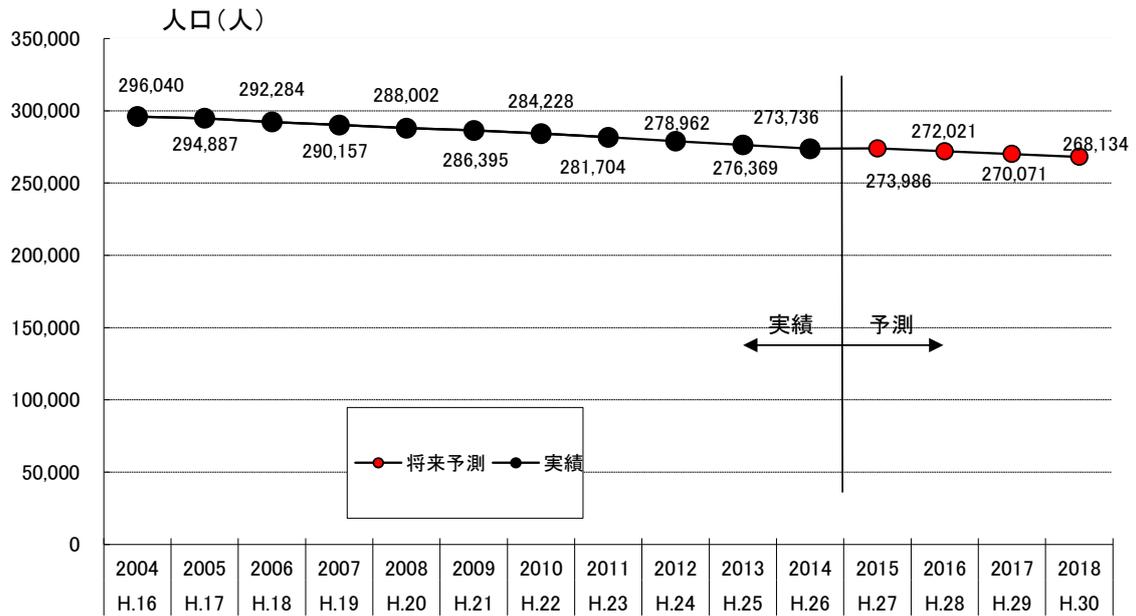
4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成30年度
総人口		296,040	294,887	292,284	290,157	288,002	286,395	268,134
公共下水道	汚水衛生処理人口	162,961	170,064	172,148	177,127	183,413	186,924	206,668
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	55.0%	57.7%	58.9%	61.0%	63.7%	65.3%	77.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	5,528	5,691	5,806	5,581	5,810	6,021	7,944
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.9%	1.9%	2.0%	1.9%	2.0%	2.1%	3.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	23,277	21,302	22,039	22,224	21,467	21,339	22,004
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.9%	7.2%	7.5%	7.7%	7.5%	7.5%	8.2%
未処理人口	汚水衛生処理人口	104,274	97,830	92,291	85,225	77,312	72,111	31,518

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

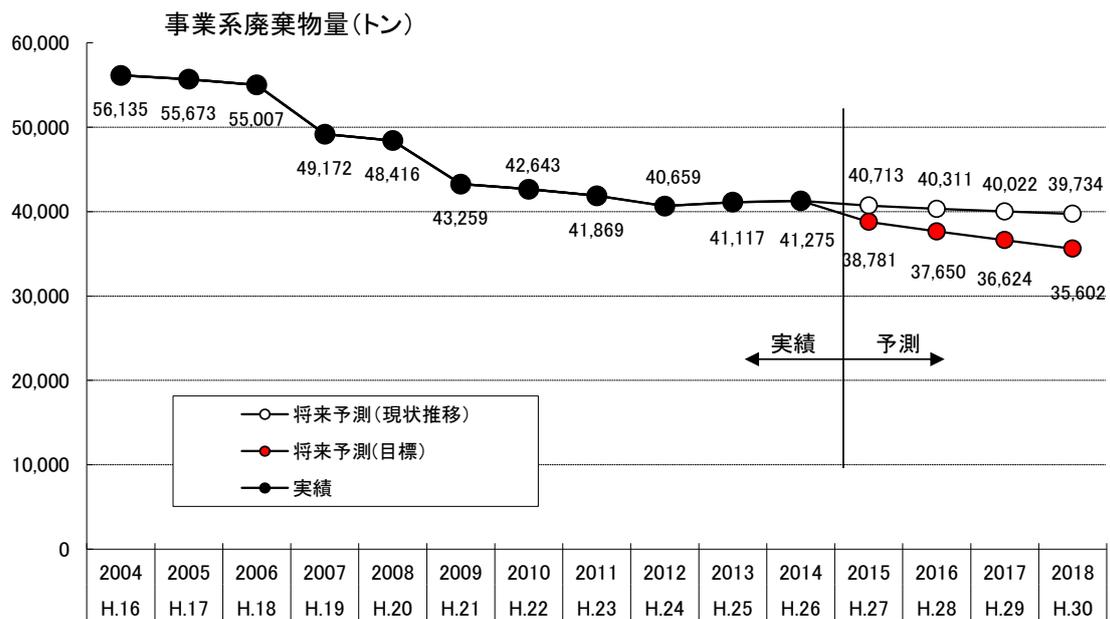
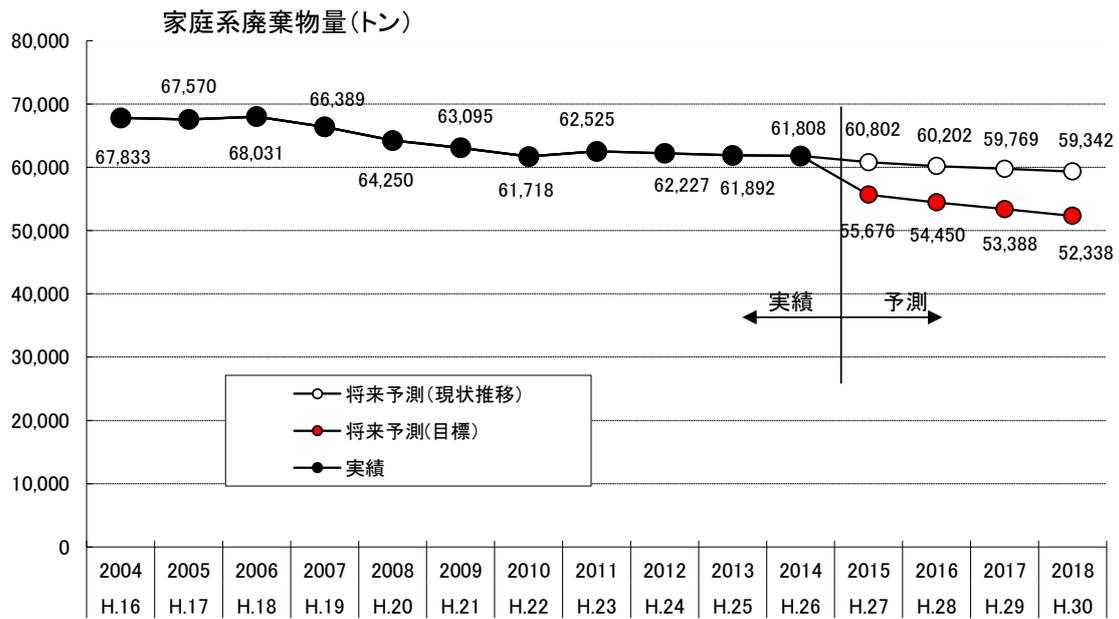
施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	下関市	3,728	12,901	H2.4	781	2,812	H30	

添付資料 1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(1/2)



備考) H18年度までRDF化施設稼働

添付資料 1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(2/2)



様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成23年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間			総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考				
							単位	開始	終了	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成		平成	平成		
										22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	22年度	23年度	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度
○エネルギー回収等に関する事業							6,092,495				118,816	1,751,042	4,222,637			4,700,892				90,373	1,292,324	3,318,195			
高効率ごみ発電施設整備事業	1	下関市	約170 t/日		25	27	6,092,495				118,816	1,751,042	4,222,637			4,700,892				90,373	1,292,324	3,318,195		工事予定期間 H.25~H.27	
○再生利用に関する事業							1,679,000							425,000	1,254,000	1,679,000							425,000	1,254,000	
マテリアルリサイクル施設整備事業	2	下関市	約400 m ³ 約10 t/h		28	29	1,679,000							425,000	1,254,000	1,679,000							425,000	1,254,000	工事予定期間 H.28~H.29
○施設整備に関する計画支援事業							40,765		7,833	4,462			19,870	8,600		40,765		7,833	4,462				19,870	8,600	
高効率ごみ発電施設整備事業に係る 計画支援事業	31	下関市			23	24	11,180		7,833	3,347						11,180		7,833	3,347						生活環境影響調査の みH.23に実施
マテリアルリサイクル施設整備事業に係る 計画支援事業	32	下関市			24	28	29,585			1,115		19,870	8,600		29,585			1,115				19,870	8,600		
○浄化槽に関する事業							374,262	(81,366)	74,880	71,382	84,000	29,622	29,334	42,522	42,522	374,262	(81,366)	74,880	71,382	84,000	29,622	29,334	42,522	42,522	
浄化槽設置整備事業	5	下関市	781 基		23	29	374,262	(81,366)	74,880	71,382	84,000	29,622	29,334	42,522	42,522	374,262	(81,366)	74,880	71,382	84,000	29,622	29,334	42,522	42,522	
合計							8,186,522		82,713	75,844	202,816	1,780,664	4,271,841	476,122	1,296,522	6,794,919		82,713	75,844	174,373	1,321,946	3,367,399	476,122	1,296,522	

*平成22年度分は生活排水計画に基づき整備、平成23年度以降は本地域計画で整備

*平成22年度分は生活排水計画に基づき整備、平成23年度以降は本地域計画で整備

様式3

下関市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考				
					開始	終了		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度					
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	生ごみ増肥化容器的普及促進	生ごみ増肥化容器的購入費の一部を「生ごみ増肥化容器的購入費補助金交付要綱」に基づき助成し、生ごみの減量と増肥化によるリサイクルを促進する。	下関市	期間中継続事業														
	12	集団回収事業の推進	「再資源化推進事業奨励金交付要綱」に基づき、自治会等の地域団体による集団回収事業を支援し、再資源化推進事業を実施した推進団体に奨励金を交付する。		期間中継続事業														
	13	情報の共有と普及・啓発	ごみ減量・リサイクル推進として「環境ウェブサイト、環境ウェブマガジンなどインターネットを利用した情報発信」、「集団回収や店頭回収などのリサイクル情報の提供」、「広報などのさまざまな媒体を利用した広報・啓発」、「リサイクルプラザなど環境について学習や実践活動ができる場の提供」等の情報の共有と普及・啓発を実施する。		期間中継続事業														
	14	レジ袋削減等3R推進事業の推進	事業者団体、市民団体及び行政が3R推進のため「レジ袋の無料配布中止と容器包装廃棄物の排出抑制に係る普及・啓発」、「3R運動に係る普及・啓発」、「ごみダイエット・リサイクル推進店のPRと制度の充実」等の3R推進のための各種事業を展開しており、今後も3R推進の活動を実施する。		期間中継続事業														
	15	経済的手法等の検討・実施	「ごみになるものを買わない、使わないエコライフの実践」や「ごみになるものを作らない、売らないエコ事業活動の実践」等の排出抑制のための費用負担のあり方や、市民、事業者の積極的な取り組みに対する優遇施策を実施する。また、現在、家庭系一般廃棄物の一般廃棄物について行っている、市指定ごみ袋による処理手数料の徴収などの有料化を継続していく。		期間中継続事業														
	16	家庭ごみの分別の徹底と拡充	「家庭ごみの分別を徹底するとともに、クリーンアップ推進員の指導等に協力する(市民)」、「分別しやすい商品の製造・販売に努める(事業者)」、「分別区分、収集方法などの周知徹底に努め、クリーンアップ推進員の協力により分別の徹底を行う(行政)」等により家庭ごみの分別の徹底と拡充を図っていく。		期間中継続事業														
	17	環境教育の実施	ごみの排出状況やリサイクルの現状を市民に理解してもらうためには、継続的な普及活動が必要である。今後の社会を担う小中学生を主な対象者として、まず「知る」ことから始めて、「自ら取る」さらに「実践」まで繋がる環境教育を実施する。具体的には年齢等に合わせた学習機会を提供するなど内容の充実と、教育機関との連携による環境教育の実施と学習教材の開発等を行う。		期間中継続事業														
	18	事業系一般廃棄物の減量と資源化の推進	「【もったいない】の考え方を理解し、飲食店でのご飯を残さなくす」、「大規模事業所については、廃棄物減量計画を策定し、ごみの減量を「資源化を促し、中小企業については、3R関連情報を有効活用し、減量と資源化に努める」等により事業系一般廃棄物の減量と資源化の推進を図っていく。		期間中継続事業														
	19	生活排水対策	生活排水を適正に処理し、水環境を回復・保全していくために、市民及び事業者に対し、次の普及・啓発活動に努める。 ・浄化槽の設置に対する補助制度を市報や説明会などにより広報する。 ・浄化槽保守点検、清掃や法的検査の受検など適性な維持管理に関する講習会等による普及・啓発を行う。 ・市報掲載やリーフレットの配布、その他各種メディアを活用し、汚濁負荷削減のための啓発に努める。 ・水環境の保全をテーマとした環境教育を行う。		期間中継続事業														
	処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後		現在の分別体制を堅持し施設整備により中間処理機能の充実を図り、ごみ処理の効率化を図る。また、再生利用率の向上及び可燃ごみの減量を目的として、新たな分別区分及び市民がより資源分別に取り組みやすい分別区分の検討を行っているものとする。さらに、今後も市指定ごみ袋による処理手数料の徴収を継続していくこととする。	期間中継続事業													
22		事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	適正処理及び排出抑制について指導を行いながら、排出量が多い多量排出事業者に対して減量指導を図る。さらに、最終処分場においては展開検査を実施することにより受入基準の徹底を行う。	期間中継続事業															
23		一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	処理可能な品目の産業廃棄物の処理を行っているが、今後も適正処理を行う。	期間中継続事業															
24		収集・運搬体制の整備	効率的な収集運搬を実施するため、適正で円滑な収集が図れるよう市民、事業者への指導に努め、収集運搬車の許可区域については、処理方式に対応した許可を行い、円滑な収集体制を構築する。また、高齢社会に対応した収集運搬体制を検討する。	期間中継続事業															
25		リサイクル関連施設等の整備・運営	リサイクルプラザ等における資源化のより一層の強化を図るとともに、容器包装リサイクル法に定める指定法人を中心とした再商品化委託を今後も継続し、民間企業を活用した資源化(焼却灰及び焼却飛灰のセメント原料処理)を推進する。	期間中継続事業															
26		最終処分場の整備・運営	最終処分場延命化に努めるため、最終処分場(吉母管理場)の計画埋立の高上げ等による延命化、浸出水処理施設の大規模改修により浸出水処理能力を維持を図る。	期間中継続事業															
27		生活排水処理の現状と今後	公共下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地域で自給浄化槽の設置を推進するとともに、整備浄化槽の検討や補助制度の見直し等を行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。	期間中継続事業															
処理施設の整備に関するもの	1	高効率ごみ発電施設整備	エネルギー回収推進施設を整備する。	H25	H27	○												工事期間はH25～H27を予定	
	2	マテリアルリサイクル施設整備	ストックヤードを整備する。	H28	H29													工事期間はH28～H29を予定	
	5	合併浄化槽整備	合併処理浄化槽整備を推進し、公共水域へ汚濁負荷の低減に取り組む。	H22	H28	○													
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	高効率ごみ発電施設整備事業に係る計画支援事業	高効率ごみ発電施設整備に係る基本設計、発注仕様書の作成及び生活環境影響調査の実施。	H23	H24	○													
	32	マテリアルリサイクル施設整備事業に係る計画支援事業	マテリアルリサイクル施設整備及び既存施設解体撤去に係る調査・発注仕様書の作成。	H24	H28	○													
その他	41	災害等廃棄物に対する対策の推進	災害ごみ等について、県及び近隣自治体との連携を図り適正処理を図る。災害ごみについては、補助金制度の拡充や県に働きかけ、その制度等を利用して適正処理及び災害ごみの原因となるポイ捨て等の防止に努める。	期間中継続事業															
	42	不法投棄等の防止対策の推進	不法投棄多発地域の整備を強化するとともに、警察などとの連携により取り締まり体制の充実を図り、不法投棄された物については適正な処理を行い、「不法投棄の防止」や「ポイ捨て等の防止」に関する啓発活動を実施する。	期間中継続事業															
	43	適正処理推進のための許可制度の運用	一般廃棄物の排出量等や管理団体により適合する許可制度の運用を図るとともに、不適正処理等に対する指導体制を強化し、資源ごみ多量混入時の再分別指導の徹底を図るとともに、搬入物検査を実施する。また、優良許可業者に対する表彰制度等の検討を行う。	期間中継続事業															
	44	取り組みの検証	環境マネジメントシステムを運用し展開する施策の進捗管理を行う。	期間中継続事業															

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 山口県

(1) 事業主体名	下関市
(2) 施設名称	下関市ストックヤード施設
(3) 工期	平成28年度～平成29年度
(4) 施設規模	ストックヤード 約400m ² 破砕能力 約10t/h
(5) 処理方式	保管・破砕
(6) 地域計画内の役割	資源の有効利用の促進。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料 及びその利用計	/
------------------------	---

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	/
---------------	---

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	紙類、缶類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック、 金属くず、電気カーペット
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイク ル推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・処理方式 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
---------------------------	--

(12) 事業計画額	1,679,000 千円
------------	--------------

施設概要（高効率ごみ発電施設）

都道府県名 山口県

(1) 事業主体名	下関市
(2) 施設名称	下関市次期ごみ焼却施設
(3) 工期	平成25年度～平成27年度
(4) 施設規模	処理能力 170 t/日
(5) 形式及び処理方式	全連続焼却処理方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 15.5%以上) ・ <input type="checkbox"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (熱回収率 %) ・ <input type="checkbox"/> 無
(7) 地域計画内の役割	老朽化した現施設に対して地球温暖化対策に資する施設設備を実施するとともに、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進を実施する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率	未定	Nm ³ /t
	2. 発生ガス量	未定	m ³ N/日
(11) 回収ガスの利用計画			

(12) 事業計画額	6,092,495 千円
------------	--------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 山口県

(1) 事業主体名	下関市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：浄化槽の整備を推進することにより、水環境への汚濁負荷量を低減し、望ましい水循環の形成に寄与することにより、循環型社会の形成推進を図る。 内容：合併処理浄化槽を整備しようとする者に対し補助金を交付する。 計画期間：平成23年度～平成29年度
(4) 事業期間	平成23年度～平成29年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ) 浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(5)ア(イ) 浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(5)イ(イ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 374,262千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (4,536人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	393基(1,415人分)	65基	180,006千円	180,006千円	180,006千円
6～7人槽	376基(1,354人分)	62基	187,164千円	187,164千円	187,164千円
8～10人槽	12基(43人分)	2基	7,092千円	7,092千円	7,092千円
11～20人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
21～30人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
31～50人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
51人槽以上	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
既設の浄化槽の改築					
計画策定調査費					
合計	1,781基(2,812人分) 改築を除く	129基	374,262千円	374,262千円	374,262千円

【浄化槽市町村整備促進事業の場合】

区 分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
6～7人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
8～10人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
11～15人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
16～20人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
21～25人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
26～30人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
31～40人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
41～50人槽	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
51人槽以上	0基(0人分)		0千円	0千円	0千円
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合 計	基(人分)		0千円	0千円	0千円

○市町村整備推進事業で、事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____ 市町村世帯数 _____
対象地域人口 _____ 対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費 (a)	1年当たり 維持管理費 (b)	1年当たり コスト (a+b)
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

※上記表で、浄化槽による整備が効果的な地域について、実施を認める。

資料作成にあたっては、平成12年10月11日付け厚生省、農水省、建設省連名の3省通知の内容
又は地域の実績を用いて積算すること。

[生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(平成12年3月)の表1参照]

計画支援概要

都道府県名 山口県

①(高効率ごみ発電施設整備事業)

(1) 事業主体名	下関市	
(2) 事業目的	下関市次期ごみ焼却施設整備事業のための調査・設計等	
(3) 事業名称	下関市次期ごみ焼却施設整備に係る生活環境影響調査	下関市次期ごみ焼却施設整備実施計画等委託業務
(4) 事業期間	平成23年度～平成24年度	平成24年度
(5) 事業概要	当該施設建設予定地の生活環境影響調査を実施する。	当該施設の整備に伴い、発注仕様書を含めた実施計画書等の作成を行う。
(6) 事業計画額	7,833千円	3,347千円

②(マテリアルリサイクル推進施設整備事業)

(1) 事業主体名	下関市	
(2) 事業目的	ストックヤード・破碎施設整備のための調査・設計等	
(3) 事業名称	ストックヤード・破碎施設整備及び解体工事に係る基本構想	ストックヤード・破碎施設整備及び解体工事に係る支援事業
(4) 事業期間	平成24年度	平成27年度～平成28年度
(5) 事業概要	当該施設の整備に伴い、事前にストックヤード・破碎施設整備及び解体に係る基本構想の作成を行う。	当該施設の整備に伴い、必要となる旧焼却炉解体工事に係る財産処分調査、地歴調査、土壌汚染調査、解体前調査(炉内付着物ダイオキシン等)の事前調査等及びストックヤード・破碎施設整備及び解体に係る実施設計の作成を行う。
(6) 事業計画額	1,115千円	28,470千円